

契約外医療機関で産婦健康診査・1か月児健康診査を受ける方へ

契約医療機関以外の医療機関で産婦健康診査・1か月児健康診査を受けた場合、費用を対象者が自費で支払った後、上山市に助成金交付の申請をすることで上山市産婦健康診査・1か月児健康診査に準じた内容に限り、健診費用の一部を助成します。

【対象】 次の条件をすべて満たすもの

- 1 全額自己負担で受診した産婦健康診査・1か月児健康診査（保険適用外）であること
- 2 産婦健康診査・1か月児健康診査日当日に上山市に住民票があること

【申請期限】

出産日から6か月を経過した日が属する月の末日まで



【申請に必要な書類】

- ① 上山市産婦健康診査受診費助成金申請書兼請求書（様式第5号）
1か月児健康診査受診費助成金申請書兼請求書（様式第4号）
（子ども子育て課11番窓口に設置しています。）
- ② 領収書・明細書（原本）
※「産婦健康診査」「1か月児健康診査」と記載されていて、受診者氏名、健診年月日、健診費用、医療機関名の確認ができるもの
- ③ 受診結果が記載された上山市産婦健康診査受診票・1か月児健康診査票兼受診票の冊子、または必要事項が記載された産婦健康診査・1か月児健康診査の結果が分かるもの（母子健康手帳）
- ④ 申請者名義の通帳と印鑑（確認用）

【助成費用】

医療機関で支払った健診費用と、市の助成負担上限額のいずれか少ない額とします。

●産婦健康診査 助成負担上限額 5,000円

●1か月児健康診査 助成負担上限額 6,000円

※受診票に記載のある健診項目の自己負担分のみが助成の対象となります。

【手順】

- 1 上山市産婦健康診査受診票・1か月児健康診査票兼受診票の冊子（冊子内の受診票の太枠内・産婦健康診査質問票を全て記入）、母子健康手帳を持参し、医療機関にて健診を受けてください。
※受付時、医療機関に「契約外医療機関の担当者の方へ」の用紙を提出してください。
- 2 健診後、申請期限日まで必要書類を上山市子ども子育て課窓口へ提出してください。
- 3 申請書を受理後、内容を精査し支給要件に該当する場合には「産婦健康診査費助成金支給決定通知書」（様式第6号）・「1か月児健康診査費助成金支給決定通知書」（様式第5号）を通知のうえ、約1か月後に指定された口座に振り込みとなります。

【問合せ先・申請窓口】

上山市子ども子育て課 母子保健係 ☎023-672-1111（内線159・169）